工事における留意点

平成 27 年 7 月

契 約 検 査 室

目　　次

1	現場代理人・主任技術者について	1
2	作業主任者について	5
3	専門技術者について	6
4	コリンズ登録について	6
5	工事下請負届について	6
6	施工体制台帳・施工体系図について	8
7	設計図書の照査について	9
8	施工計画書について	10
9	工程管理について	11
10	品質管理について	11
11	出来形管理について	11
12	工事写真管理について	11
13	工事記録について	12
14	建設業退職金共済等について	13
15	建設廃棄物マニフェスト等について	13
16	安全訓練等について	14
17	交通誘導員について	14
18	建設業の許可票等の掲示について	15
19	工事完了届の提出について	16
20	その他	16
21	工事施工における注意点	16

1　現場代理人・主任技術者について

(1)　現場代理人・主任（監理）技術者等の通知書は、契約締結後 5 日以内に必要書類を添付のうえ、提出しなければなりません。
　現場代理人の経歴書には、直接的な雇用関係の証する書類を添付してください。
（標準仕様書（１－１－５０主任技術者（監理技術者）及び現場代理人）を参照）
　主任（監理）技術者の経歴書には、必要な資格を証する合格証明書の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類の添付が必要となります。

【雇用関係を確認するための書類】
①監理技術者資格者証の写し
②健康保険被保険者証の写し
③市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
⑤源泉徴収票の写し　など
※必要項目（本人氏名、生年月日、会社の所在地や名称、資格取得年月日等の分かる部分、書類の発行年月日等）以外は黒塗りしてください。

　現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は、建設業法、契約条項等関係法令を遵守し、適正に配置させてください。
※通知書に添付する経歴書において、主任（監理）技術者の資格要件を実務経験とした場合、当該工事の業種に該当する工事の従事期間が必要な年数に達していることが分かるように工事の従事期間を記載すること。

【現場に配置する技術者の資格等】

<table>
<tr><td colspan="2">許可を受けている業種</td><td colspan="3">〈指定建設業〉（７業種）
土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、電気工事業、造園工事業</td><td colspan="3">〈その他〉（左以外の２１業種）
大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の種類</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td></tr>
<tr><td colspan="2">元請工事における下請金額合計</td><td>3,000 万円※1 以上</td><td>3,000 万円※1 未満</td><td>3,000 万円※1 以上は契約できない</td><td>3,000 万円※1 以上</td><td>3,000 万円※1 未満</td><td>3,000 万円※1 以上は契約できない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事現場の技術者制度</td><td>工事現場に配置する技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td></tr>
<tr><td>技術者の資格要件</td><td>一級国家資格者
国土交通大臣特別認定者</td><td colspan="2">一級国家資格者
二級国家資格者
実務経験者</td><td>一級国家資格者
実務経験者</td><td colspan="2">一級国家資格者
二級国家資格者
実務経験者</td></tr>
</table>

工事現場の技術者制度	現場の専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事※2であって、請負金額が 2500 万円※3以上となる工事			
	監理技術者資格証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要ない	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	必要ない

※1　建築一式工事の場合、4,500 万円

※2　①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、消防施設、電気施設、ガス施設、学校、図書館、美術館、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、公衆浴場、教会、工場等（個人住宅・長屋を除くほとんどの施設が対象）の建設工事

※3　建築一式工事の場合、5,000 万円

【主任技術者・監理技術者となるための要件】

		要　　件
主任技術者		1)下記の実務経験を有する者 ①高等学校の指定学科卒業後　　５年以上 ②高等専門学校の指定学科卒業後　　３年以上 ③大学の指定学科卒業後　　３年以上 ④上記以外の学歴の場合　　１０年以上 2)1)と同様以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者 →１級及び２級施工管理技士等の国家資格者等
監理技術者	指定建設業以外	1)１級施工管理技士等の国家資格者 2)主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が 4,500 万円以上である工事に関して２年以上指導監督的な実務経験を有する者
	指定建設業	1)１級施工管理技士等の国家資格者 2)1)と同等以上の能力を有するものと認められる者 →国土交通大臣特別認定者

※指定学科：建設業の種類ごとに定められている、当該建設業に密接に関連した知識及び技術学習することができると認められる学科

※「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

公共工事における現場専任の監理技術者の資格

公共工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、５年以内に受講した監理技術者講習終了証を所持している必要があります。

なお、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を所持している者については、監理技術者講習終了証は必要ありません。

【技術者の資格を実務経験とした場合の記入例】

経　歴　書

住　　所	
氏　　名	
生年月日	
最終学歴	
資　　格	実務経験
職　　歴	
担当工事歴	工事名　　従事期間　　年数　　担当 ○○道路改良工事　H○年６月～H○年１２月　○月　担当技術者 ○○道路側溝工事　H□年７月～H□年３月　□月　現場代理人 ○○公園整備工事　H△年５月～H△年２月　△月　現場代理人 ・ ・ ・ 従事期間計　　○年○ヶ月

※最終学歴に対応した実務経験年数に達しているか判別できるように担当工事歴欄を記載すること。

※有資格者（１級土木施工管理技士等）の場合は、従来どおり、工事名、担当の記載でよい。

(2)　現場代理人とは、請負人の代理人として一切の事項を処理します。

現場代理人は請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の取り締まりを行い、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であるので、通常、当該工事現場に常駐することが必要です。

※工事現場とは、工事目的物の敷地に止まらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所を含むと解されています。常に連絡が取れる状況であることが必要です。主任技術者、監理技術者とは役割は異なりますが、これらを兼ねることができます。

※ただし、以下の(1)～(4)に該当する工事は、現場代理人を兼務することがでます。また、兼務する各々の工事に連絡担当者を定め、「現場代理人が兼務する工事の連絡体制」を各工事担当課に提出してください。

①　兼務する工事が、いずれも刈谷市が発注した工事であり、かつ刈谷市内の工事であること。

②　兼務する工事は、当初の請負代金額等が次のいずれかに該当するものであること。

(ｱ) 兼務する工事の請負代金額の合計が 2,500 万円未満（建築一式工事の場合は 5,000 万円未満）であること。

(ｲ) 兼務する工事の内 1 件の請負代金額が 2,000 万円以上 2,500 万円未満(建築一式工事の場合は、4,500 万円以上 5,000 万円未満）である場合は、兼務することができる工事の請負代金額は 500 万円未満の工事 1 件とし､件数の合計は 2 件であること。

③　密接に関係する２つ以上の工事又は一体性が認められる２つ以上の工事の場合は、上記(2)に係わらず兼務することができる。

諸経費を調整する工事については、密接に関係する工事とみなします。

④　契約締結後、現場施工に着手するまでの期間、工事を全面的に一次中止している期間、工事完成後、検査が終了し後片付けが残っている期間、工場製作のみが行われている期間のいずれかに該当する場合。

(3)　主任技術者及び監理技術者の職務等

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。（建設業法第２６条の三）

(4)　監理技術者とは、下請負者を適切に指導、監督し、総合的な役割をします。

・下請契約の契約代金が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる場合は監理技術者を置かなければなりません。

・工事の途中で下請契約の合計金額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は、4,500 万円）以上となった場合は、その時点で主任技術者から監理技術者への変更が必要となります。

(5)　主任技術者及び監理技術者の雇用関係について

配置する技術者は､工事を請負った建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされます｡直接雇用とは技術者と当該建設業者との間に、第３者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係が存在することで、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用とはいえません｡恒常的な雇用関係とは、入札参加申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることが必要となります。

(6)　技術者の専任制

建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を置かなければなりません。専任とは他の工事現場の監理技術者等との兼任を認めないことを意味するものであり､常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければなりません。

ただし、密接な関係のある２つ以上の工事（平成２６年２月３日国土建第２７２号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正)」)　１．令第２７条第２項の当面の取扱について」を参照）を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者が、これらの工事を管理することができます。

また、発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ

るもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、同一の監理技術者等が管理することができます。

一般競争入札で契約した工事については、契約前に提出した配置予定技術者届出書に記載した監理技術者等を配置しなければなりません。また、契約後に直接的かつ恒常的な雇用関係にない技術者を配置したことが判明した場合や、やむを得ない理由が無いにもかかわらず技術者を工事途中で変更した場合は、入札参加資格停止措置の対象になります。

(7)　営業所の専任技術者

営業所の専任技術者とは、建設業に関する営業の中心は営業所にあることから、各営業所における建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、建設業の許可を受けようとする営業所には、建設業の許可の区分や種類に応じて、建設工事の施工に関する一定の資格や経験を持つ専任の技術者の配置を求めています。（建設業法第７条第２号）

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについて、専任を要しない監理技術者等となることができます。（国土交通省総合政策局　監理技術者制度運用マニュアル）

(8)　現場代理人・主任（監理）技術者を配置する場合の注意点

・経歴書及び添付書類（資格欄、担当工事歴等）は正確に記載してください。
・検査時に現場代理人及び主任（監理）技術者に職務を遂行しているか確認します。なお、質問等に対して明確な回答ができない場合は、工事成績評定にその内容を反映させます。
・専任の主任（監理）技術者は、専任を要しない期間（監理技術者制度運用マニュアル参照）以外、契約工期中は他の職務（他の現場での作業、立会い等）はできませんので注意してください。

２　作業主任者等について

請負業者は工事現場における労働災害の防止を目的とした有資格者(作業主任者及び技能者）の配置の内、作業主任者の配置は労働安全衛生法第１４条で規定されており、作業主任者を選任すべき作業は、施行令第６条第１項第１号から第２３号で規定されています。また、作業主任者は、当該作業に従事する労働者に対する指揮を行わなければならないこととされています。

(1)　主な作業主任者は以下のとおりです。

・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
・コンクリート破砕器作業主任者
・型枠支保工の組み立て等作業主任者
・足場の組立て等作業主任者
・ガス溶接作業主任者
・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
・コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
・有機溶剤作業主任者
・酸素欠乏危険作業主任者など

(2)　作業主任者ではないが、技能者として資格が必要な技能は、以下のような技能があります。

・玉掛け技能
・車両系建設機械運転技能
・高所作業車運転技能
・ガス溶接技能
・小型移動式クレーン技能など

3　専門技術者について

専門工事（建設工事の内土木一式工事及び建築一式工事を除く２６種類）を施工するには、当該専門工事に係る技術者を置かなければならない。（建設業法第２６条の２第１項）ただし、当該専門工事が「軽微な建設工事」（土木工事の場合 500 万円未満、建築工事の場合 1,500 万円未満）の場合はその必要はありません。

専門技術者を配置する場合は、自社から専門工事の主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置するか、又は、専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請負させ、かつ主任技術者として専門工事の資格を持っている者を配置しなければなりません。

4　コリンズ登録について

(1)　工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、**受注・変更・完成・訂正時**に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員に提出する。監督職員の確認（署名、押印）を受けた上、土曜日、日曜日、祝日等を除き受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完成時は工事完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録申請をしなければなりません。なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の変更をいいます。

(2)　登録等における注意点について

・工事請負代金額が、2,500 万円未満から 2,500 万円以上に変更契約された場合には変更時登録を行うものとします。
・完成時に作成する工事実績情報としての「登録のためのお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければなりません。
・契約変更により請負代金額が 500 万円未満になった場合には登録抹消手続きを行わなければなりません。また、500 万円未満から 500 万円以上に契約変更された場合には、変更契約時に工事実績情報として登録しなければなりません。
・登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードした際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければなりません。

5　工事下請負届について

(1)　工事下請負届は、必ず当該工事に着手する前に提出しなければなりません。

(2)　建設工事の請負契約とみなす業務、みなさない業務について

①建設工事の請負契約とみなす⇒○　みなさい⇒×
②下請総額に含める⇒○　含めない⇒×

③下請負届に記載する⇒○　記載しない×
④施工体制台帳に記載する⇒○　記載しない×
⑤施工体系図に記載する⇒○　記載しない×

		①,②	③	④,⑤
1 運搬業務	1)資材（現場渡し）を現地に搬入する運搬業者	×	×	×
	2)資材（工場渡し）あるいは工場製作品で運搬費を設計計上している場合の現地に搬入する運搬業者	×	×	×
	3)生コンミキサー車	×	×	×
	4)As 合材運搬車	×	×	×
	5)ダンプトラック（運搬のみの場合）**注 1)**	×	×	×
2 生コン打設業務（＝生コンポンプ車）		○	○	○
3 クレーン（オペレータ付き）材料の組立又は、コンクリート打設含む		○	○	○
4 クレーン（オペレータ付き）材料の荷下ろしのみ　**注 2)**		×	×	×
5 交通誘導業務（＝交通誘導員）		×	○	×
6 調査試験業務（積み上げ計上分）		×	○	×
7 測量業務（積み上げ計上分）		×	○	×

注 1)建設工事に附帯するダンプトラック運搬は、建設工事に含まれるが、**単に土を運搬するための積込み、残土の敷均し（仮置き等）**は、建設工事には当たらない。

注 2)**直接建設工事を行わない**クレーン（オペレータ付き）は、建設工事には当たらない。

(3)　工事下請負業者調書作成における注意点について

・二次下請以下も記載すること。
・下請契約金額を記載すること。（単価契約の場合は総価を記入）
・交通誘導員、各種試験業務等の設計書積み上げ計上分、舗装切断及び区画線等下請金額が小額の場合でも記載すること。
・建設機械等のオペレータ付きリース契約についても、工事完成を目的とした契約の場合は、当該リース会社と下請契約を締結し、工事下請負届に記載すること。
・下請負者は、入札参加資格停止及び入札参加の見合せの業者でないこと。
・下請負者に変更が生じた場合は、その都度提出すること。
・下請負者には書面で示された施工範囲以外の施工をさせないこと。
・施工管理時は、現場では常に下請業者を把握し、工事下請負届と整合しているか確認すること。

(4)　丸投げの全面的禁止について（一括下請負の禁止）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第 22 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）第 12 条で、一括して請負わせること、また請負うことを全面的に禁止しています。

一括下請負とは、元請負人がその下請工事の施工に「実質的に関与」していると認められるときを除き一括下請負に該当します。

※「実質的に関与」しているとは、元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形、品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることです。単に現場に技術者を置いているだけでは、これに該当しません。

6　施工体制台帳・施工体系図について

(1)　「適正化法」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）が改正され、請負者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第 24 条の 7 の規定により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければなりません。

(2)　**軽微な工事の下請契約について**

建設業法第３条に「建設業を営もうとする者は、同法第３条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければならないが、「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。」とあります。

したがって、軽微な建設工事であれば、建設業の許可を受けることなく請け負うことができます。

軽微な建設工事とは（建設業法施行令第１条の２第１項）、工事１件の請負代金の額（消費税を含む）が建築工事一式の場合、1,500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 ㎡に満たない木造住宅工事で、建築一式工事以外の建設工事では 500 万円に満たない工事となります。

軽微な工事に該当するか否かを判断するにあたっては、以下の点に留意する必要があります。

・同一の建設業を営む者が工事の完成を２つ以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額で判断します。
・注文者が材料を提供する場合においては、その「市場価格」又は「市場価格及び運送費」を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額として判断します。
・単価契約である場合は、総価（＝単価×数量）で判断します。

(3)　施工体制台帳作成における注意点について

・工事着手前に現場に備え付けられているものと同一のものが提出されていること。
・全ての下請契約について請負代金の額を明示した請負契約書の写しを添付すること。（平成 13 年 10 月 1 日　建設業法施行規則改正により適用）
・一次下請契約については、請負契約書の写しの他に内訳明細書も添付すること。（土木工事現場必携：施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）参照）
・変更が生じた場合は、その都度提出すること。

・施工体制台帳に健康保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入状況の記載が追加されましたので、記入漏れのないように注意してください。

(4)　下請契約の記載事項について

下請契約書には、明確な工事内容での契約をするために、建設業法第 19 条第 1 項に規定する 14 項目すべて記載しなければなりません。（工事内容、請負代金の額、工期、代金の支払方法など）

(5)　下請業者の健康保険等の加入状況について

下請契約を行う場合は、下請業者に対して、健康保険等の加入状況を確認すると共に、未加入が判明した場合は、加入手続きを勧める等、適切な指導を行ってください。

(6)　施工体系図について

受注時の請負代金額に関わらず、工事を施工するために下請契約を締結したときは、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければなりません。施工体系図に記載のない業者が作業することのないように十分注意してください。

(7)　監理技術者等の名札

元請負者の監理技術者、下請負者の専任の主任技術者及び元請負者の専門技術者（専任の場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印等の入った名札等を着用させなければなりません。（標準仕様書 P1-9 参照）

7　設計図書の照査について

工事を施工する場合は、事前に十分設計図書の照査をすることが、極めて重要です。必ず照査を実施し、監督職員に照査結果を書面で報告するようにお願いします。

照査を行わずに工事を進めると、重大な欠陥、手戻りが生じる恐れがありますので十分留意してください。

なお、施工前及び施工途中において、設計図書と現地状況等を確認し、下記事項のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知しなければなりません。

(1)設計書、図面、仕様書が一致しないこと。
(2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。
(3)設計図書の表示が明確でないこと。
(4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
(5)設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

監督職員はこれらの通知を受けたときは、遅延なく調査を行い、受注者に指示しなければなりません。また、工事内容、工期又は請負代金額を変更の必要があるときは、書面にて協議してください。

8　施工計画書について

工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出しなければなりません。

施工計画書に次の事項について記載しなければなりません。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとします。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、監督職員と協議のうえ記載内容の一部を省略することができます。省略できる項目は(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)とします。

なお、つり足場を使用する工事においては、省略できる項目から(7)を除くものとします。

(1) 工事概要 (2) 実施工定表 (3) 現場組織表 (4) 安全管理 (5) 指定機械及び主要機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (8) 施工管理計画 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) その他（監督職員指示事項等）

施工計画書の内容に重要な変更（新規工種の追加、安全管理方法の変更）が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければなりません。

安全管理には、安全委員会の構成又は安全管理の組織表を作成し、安全活動の方針、具体的な安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等の実施について記載してください。また、作業主任者の設置が必要な場合は施工計画書に記載し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を書いた作業主任者一覧表を工事現場の関係労働者が見やすい場所に掲示しなければなりません。

〇施工計画書作成における注意事項

・施工体系図と工事下請負届の内容が異ならないようにすること。
・作業時間及び休日等の記載は必ずすること。
・主要な仮設工事については、安定計算書を添付すること。
・設計内容、現場状況を的確に把握して必要な手順、施工方法等について記載すること。
・出来形管理一覧表には測定項目、規格値及び測定基準を必ず記載すること。
・品質管理一覧表には測定項目、試験項目を記載すること。なお、試験項目については、実際に試験を行うものと試験成績表等による確認を行うものが判別できるように記載すること。
・標準仕様書の品質管理基準及び規格値において、試験区分で「必須」となっているものについては、施工計画書に記載し、原則、実施するものとする。
・工事の種類、規模、施工条件等により、出来形管理基準や品質管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工管理すること。
・工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に施工計画書に記述するとともに、実施状況が確認できる写真を添付し、工事完了書類として監督職員に提出すること。
・当該工事に合致していない余分な記載はしないこと。
・建築・設備工事における工種毎の施工要領書について、内容をよく理解し、主任（監理）技術者が説明できるようにしておくこと。

9　工程管理について

(1)　無理のない工程計画を立て、定期的に進捗状況を把握し、必要な見直しを行わなければなりません。※工期内に“現場が終われば良い”ではなく、“工期内に完了検査を実施できる”ように工程管理をしてください。
(2)　全体工程の 1／3 を経過した時点で－20%以上の差異が生じた場合は、改善策を講じ、修正工程を提出しなければなりません。
(3)　前月までの履行状況を、翌月の 5 日までに、実施工程表により監督職員に提出しなければなりません。なお、提出は、工事完了の前月までとします。
(4)　舗装工事、管工事、電気工事、機械設備工事等で短期間に集中して工事を施工する場合において、週間工程表等で工程管理を実施する場合は、事前に監督職員と協議すること。

10　品質管理について

(1)　品質証明書等には、試験年月日が記入されているか確認すること。
(2)　主要資材の品質証明、試験結果等は整理すること。
(3)　出荷証明書は原則、品質証明書類として扱いません。
(4)　納入時の資材検査は必ず実施すること。(写真管理が必要)
(5)　施工計画書に具体的な品質管理計画を記載すること。

11　出来形管理について

(1)　総括表及び測定結果一覧表において規格値のあるものは、必ず規格値を記入すること。
(2)　総括表において、○○工一式という記載ではなく、具体的な工種及び数値を記入すること。
(3)　設計数値及び規格値等の記載ミスに注意し、実測値等については黒板数値と整合しているか確認すること。
(4)　施工計画書に具体的な出来形管理計画を記載すること。
(5)　添付図面については、測定値を設計値の上段に赤書きすること。
(6)　仮ＢＭは、出来形成果表の平面図等に設置位置及び高さを表示すること。
(7)　出来形管理において、テープのたるみ、スケールの傾き等に注意し、適切に計測を行うこと。また、不可視部分での写真管理等が不適切な場合は、掘削又は破壊等を行い直接確認する場合があるため、注意すること。
(8)　舗装面積、ブロック積み等の展開図において、出来形数値が実際の面積より大きくなるような計算とならないよう注意すること。
(9)　施工承諾により、設計図書と異なった計画値（施工承諾値）で施工する場合、出来形総括表の摘要欄に施工承諾値を必ず記載すること。
(10) 出来形基準が定められていない工種について、事前に監督職員と協議して管理すること。

12　工事写真管理について

工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後可視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況の撮影を行い、適切な管理のもとに保管し、

工事完成時に提出してください。

写真撮影の要素

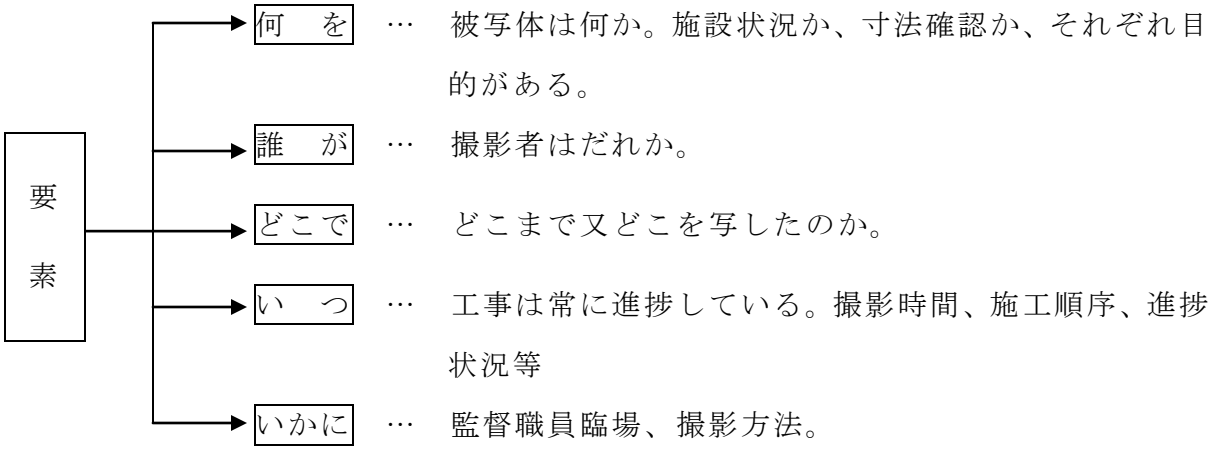

(1)　工事の進捗に合わせ、撮り忘れの無いようにすること。特に、不可視部分については、必ず写真での管理を実施すること。
(2)　「工事施工記録写真作成基準」、「工事施工記録写真作成の手引き」を熟知して、写真管理を実施すること。
(3)　工事写真は写真管理の目的物を確実に判別、理解できるように黒板に内容を記載し、作業員や黒板の位置に配慮の上、撮影をすること。
(4)　標尺、丁張は、正確に設置すること。(ゼロ点が確認できるように工夫すること)
(5)　黒板の誤記、若しくは判読しにくい場合は、余白部分に補足説明書きをすること。
(6)　施工計画書に具体的な写真管理計画を記載すること。
(7)　僅かな工種でも確実に一連の管理、状況写真を整理すること。また、雑工においても、状況写真の不備がないように注意すること。
(8)　材料検収は、搬入時に速やかに実施し、その状況を写真管理すること。また、監督職員の立会いを求めること
(9)　工事写真を電子納品する場合は、「刈谷市電子納品運用ガイドライン(案)」及び「刈谷市デジタル写真管理情報基準(案)」に留意の上、作成し提出すること。(不明な場合は、監督職員と協議すること。)
(10) 工事写真を電子納品する前に、以下のことを必ず確認すること。
・重複したものはないか。
・不要なものはないか。
・閲覧順序等がおかしくないか。
・フォルダへの入れ間違えがないか。

13　工事記録について

(1)　工事記録には、設計変更協議、安全訓練、監督職員及び関係者の立会い（段階確認や地元調整等)、書類提出日、工事完了日、社内検査日等も記入すること。
(2)　コンクリートの打設日のみでなく、型枠脱型日も記載すること。
(3)　社内検査において、出来ばえ、出来形寸法の確認、機械設備等の作動確認、提出書類の確認等を実施し、記録すること。(検査時に提示を求めます。)

14　建設業退職金共済について

(1)　建退共制度とは、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われるという仕組みとなっていて、労働者が次々と現場を移動し、事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算できるようになっています。建設業で働く日雇い労働者は退職金が支払われないケースが多くありますので、そういった方々を救済する制度でもあります。

(2)　請負者は、下請業者が退職金のない労働者を雇い入れている場合は、必要に応じて共済証紙を購入し、原則契約後 1 ヶ月以内に掛金収納書を発注者用の掛金収納書を提出しなければなりません。なお、請負者は共済証紙の貼付状況報告書等により適切に管理する必要があります。

　また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならないが、他工事において購入した共済証紙の**残数が明らかな場合**は、その使用を認めるものとします。

(3)　請負者は、下請業者（二次以下の下請業者も含む）に共済証紙が必要な労働者を雇い入れているか確認し、共済証紙の購入・交付を適切に行ってください。また、共済証紙の購入が不要な場合は**「購入しない理由書」**を監督職員に提出しなければなりません。

15　建設廃棄物マニフェスト等について

(1)　建設発生土の搬出伝票を提出してください。(運搬車両の最大積載量を必ず確認し、過積載のないようにすること。)

※　刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）が施工されました。この条例は、事業区域の面積が５００平方メートル以上又は５００立方メートル以上の土地の埋立てを行う場合に適用され、あらかじめ市長の許可が必要になります。

(2)　完了検査時にはマニフェストの原票を提示してください。

(3)　排出事業者（建設工事の場合は元請業者）が収集運搬業者、処理業者とそれぞれ委託契約（**原則２者契約**）を行い契約書の写し及び許可証の写しを施工計画書等に添付すること。なお、契約書には、工事名、排出場所、委託期間、積替保管の有無、数量、単価、合計予定数量、合計予定金額、処分先 No（許可番号）等、必要事項を必ず記入してください。

(4)　排出事業者がマニフェストで最終処分終了を確認することが義務付けられていますので、180 日を過ぎても最終処分終了の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を確認し、行政に報告するなど必要な措置を講ずる必要があります。

(5)　不適正処理（マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載等）が行われたときは、措置命令の対象となります。また、罰則を受けることがあります。

※　改正廃棄物処理法（平成 23 年 4 月 1 日施行）第 21 条の 3 において、「建設工事に伴い生ずる廃棄物は元請業者を排出業者として処理責任を一元化する」と明文化され、元請業者の廃棄物処理責任が一層重くなりましたので、適正な処理をしてください。

(6)　廃棄物を一時保管する場合は、日数と場所に関わらず産業廃棄物保管基準に従わなければなりません。また、100 ㎡以上の保管場所を設ける場合は、県知事に届け出なければなりません。（廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第 22 条）

16　安全訓練等について

(1)　工事着手後、作業員全員（下請業者、交通誘導員、オペレータ等）の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て実施しなければなりません。
(2)　実施項目は、なるべく具体的に記入し、実施状況写真を添付すること。参加者の氏名及び会社名を記入してください。また、工事記録にも記録しなければなりません。
(3)　主旨を理解し､形式だけの記録にならないように積極的な取組を行わなければなりません。
(4)　ＫＹミーティング（施工時毎日)、新規入場者教育、安全巡視（施工時毎日）及び店社パトロール（月１回）を行い、記録しなければなりません。
(5)　建設機械、工具、足場、仮設材等はチェックリスト又は点検表で、施工時毎に実施し、記録してください。
(6)　労働安全衛生法第 30 条第１項には、元請負者が、労働災害を防止するため、同項第１号から第６号に関する必要な措置を講じなければならないことが明記されています。**災害防止協議組織**は、建設工事に該当する下請負が１者でもあれば、第１号により設置が義務づけられています。

17　交通誘導員について

(1)　交通誘導員のうち 1 人は有資格者（公安委員会の検定資格者）としなければなりません。
(2)　警備業法の規定に基づき愛知県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めた指定区間で行う交通誘導警備業務を除いて､有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て、交通整理の実務経験が 3 年以上の者とすることができます。その場合は、有資格者に代わる交通誘導員の経歴書等（実務経験が判別できるもの）を、監督職員に提出しなければなりません。
(3)　交通誘導員集計表を作成するようにしてください。
(4)　交通誘導員の配置人数については、特記仕様書を遵守すること。

○　道路における危険を防止するため愛知県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務が必要な路線

愛知県公安員会告示第１号（平成 19 年 3 月 2 日告示）の抜粋

道路の種類	路線名	区間
一般国道	1 号	愛知県の全域
	23 号	愛知県の全域
	155 号	愛知県の全域
県道	名古屋碧南線(50 号)	愛知県の全域
	知立東浦線(51 号)	愛知県の全域
	豊田知立線(54 号)	愛知県の全域
	名古屋岡崎線(56 号)	愛知県の全域
	岡崎豊明線(239 号)	愛知県の全域
	半城土広小路線(245 号)	愛知県の全域

18　建設業許可票等の掲示について

建設業許可、労災保険及び建退共制度に関する掲示を適切に行い、掲示状況の写真管理も行わなければなりません。

・建設業許可（下請業者も含む）：公衆の見やすい場所

（許可票の大きさ：25cm 以上×35cm 以上）

〈建設業の許可票の記入例〉

建　設　業　の　許　可　票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
主任技術者の氏名		専任の有無		
	資格名	資格者証 交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別				
許可番号			国土交通大臣 知事　許可（　）第　　号	
許可年月日				

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第 26 条第 2 項（監理技術者の設置）の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項（工事現場ごとに専任を要する技術者）の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。

3　「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当するものである場合に、その者が有する資格（例：一級土木施工管理技士、一級管工事施工管理技士　等）を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項（専任を要する監理技術者）に該当する場合に、当該監理技術者が有する監理技術者資格者証の交付番号を記載すること。（専任を要する監理技術者の場合のみ記載する。）

5　「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業（例：土木工事業、管工事業　等）を記載すること。

6　「国土交通大臣・知事」については、不要なものを消すこと。

・労災保険　：作業員の見やすい場所

（成立票の大きさ：25cm 以上×35 cm以上）

〈労災保険関係成立票の記入例〉

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成　年　月　日
労働保険番号	
事業の期間	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
事業主の住所氏名	刈谷市○町△丁目□番地 株式会社　○○建設
注文者の氏名	刈谷市長　竹　中　良　則
事業主代理人の氏名	

記載要領

1　「事業の期間」の欄は、当該工事の契約工期を記入すること。

2　「事業主の住所氏名」の欄は、請負者の住所と社名を記入すること。

3　「注文者の氏名」の欄は、契約者名を記入すること。

（水道課の場合：水道事業　刈谷市長　竹中良則）

4　「事業主代理人の氏名」の欄は、「労働保険代理人選任・解任届」を提出した場合は選任したものの氏名を記入。提出していない場合は、斜線で消す。

・建退共制度ステッカー：作業員の見やすい場所

・施工体系図：作業員及び公衆の見やすい場所（請負額 500 万円以上の場合）

19　工事完了届の提出について

請負者は、工事完了届を監督職員に提出する際には、以下に記載する要件をすべて満たさなくてはならない。

(1)　設計図書（追加、変更を含む。）に示されるすべての工事が完成していること。

(2)　設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。（提出書類一覧表を作成し提出）

(3)　契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終契約変更契約を発注者と締結していること。

20　その他

(1)　設計変更においては、「工事設計変更事務取扱要領」、「刈谷市工事設計変更ガイドライン」に留意の上、監督職員と十分に協議を行うこと。

(2)　刈谷市ホームページ「産業・ビジネス」→「入札・契約情報」→「公共工事」及び「検査関係」に以下の内容について掲載していますので、工事施工の参考にしてください。

・「工事に関する提出書類一覧」

・「刈谷市電子納品運用ガイドライン(案)」

・「刈谷市デジタル写真管理情報基準(案)」

・「工事施工記録写真作成基準」

・「工事施工記録写真作成の手引き」

・「刈谷市工事設計変更ガイドライン」

・「標準土木工事成績考査項目表、標準建築工事成績考査項目表、小規模工事成績考査項目表」

・「工事における留意点」

・「刈谷市優良工事業者の公表」

・「工事検査結果」

(3)　小規模工事（請負代金額 500 万円未満）については、監督職員との協議により提出書類を一部簡素化することができますので、監督職員に確認し、協議してください。

21　工事施工における注意点

(1)　一般土工

① 掘削断面（余掘）を適切に行い、安全な掘削勾配で施工すること。

② 埋戻を工事目的物（埋設物）に応じた適切な方法でかつ適切な埋戻厚で施工する

こと。
③ 埋戻の一層の仕上り厚は、30 ㎝以下とし、十分締め固め転圧すること。(道路埋戻では、一層の仕上り厚は、30 ㎝（路床部は 20cm）以下)
④ 簡易土留矢板を隙間なく設置し、切梁・腹起しは掘削深さにあった位置に確実に設置すること。
⑤ 水替工は、機材（ポンプ、ノッチタンク）を適正に配置し、水替えを確実に行うと共に、濁水の排水に十分留意すること。また、機材の点検及び水替工の作業日を記録すること。
⑥ 舗装切断は、側溝布設等の施工時と舗装の本復旧時の２回で施工すること。また、切断作業時に発生する濁水を側溝等に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。なお、回収した排水については、処理・運搬方法、マニフェストの提出時期等について事前に監督職員と協議し、適正な処理を行うこと。

(2)　舗装工

下層路盤

① 構造物付近及び端部においても転圧を十分に行うこと。
② 路盤材の骨材が偏った場合は、目潰し材を入れること。
③ 1 層の仕上り厚は原則として、20cm を超えてはならない。また、タンパー、振動ローラ等による人力締固めは 1 層の仕上り厚を 10cm 以下とすること。

表層・基層

① 雨天時には、舗設作業を行わないこと。(標準仕様書を遵守すること。)
② 舗装材の敷均し、転圧作業を適切に行い、転圧不足に注意すること。
③ 少量でも舗装材の温度管理を適切に行うこと。
④ 敷均し温度は 110℃以上とすること。
⑤ 舗装復旧を人力施工で行う場合は、特に舗装材の温度管理に注意し、舗設作業を適切に行うこと。
⑥ アスファルト乳剤は仕様書に記載された使用量（プライムコート 1.2ℓ/㎡、タックコート 0.4ℓ/㎡）をムラのなく丁寧に散布し、既設構造物等にも乳剤を塗布すること。
⑦ 透水性、排水性舗装材の材料特性を熟知し、適切な施工を行うこと。
⑧ 舗装の各層の継目（縦継目は 15cm 以上、横継目は 1m以上ずらすこと。）を写真管理すること。
⑨ 舗設は監督職員が承諾した場合を除き、気温が 5℃以下のときに施工しないこと。また、混合物の敷均しは、その下層表面が湿っていないときに施工すること。
⑩ 交通開放時の舗装の温度は、舗装の初期のわだち掘れに大きく影響するため、表面の温度を 50℃以下にして交通開放を行うこと。(記録を残すこと。)
⑪ 舗装施工前に施工範囲内のすべての人孔蓋、弁蓋の高さを確認し、必要に応じて、監督職員と高さ調整の有無について協議すること。

(3)　排水工

側溝

① 既設構造物との接続部の擦り付けを適切に行うこと。
② 施工時にひび割れ、破損等が生じないよう丁寧に製品を取り扱うこと。
③ 側溝蓋、グレーチング等の据付は十分に清掃を行った後に設置すること。(蓋のガ

タツキがないように注意すること。）
④ 勾配、流下方向を確認のうえ、下流側から布設すること。
⑤ 均しコンクリートの設計に対して空練コンクリートを使用する場合は、監督職員の承諾を得て施工すること。
⑥ 側溝等の荷の吊上げに、クレーン機能付バックホウを使用する際は、吊上げ荷重に応じた作業を行うこと。（クレーン機能付バックホウの操作には、車両系建設機械、小型移動式クレーン及び玉掛の資格が必要となる。）
⑦ 敷モルタルの出来形管理は、側溝布設前に写真管理すること。

集水桝
① 基礎材を設計と現場施工において相違のないよう確認して施工すること。
② 集水桝を陸打ち施工する場合、敷コン打設忘れに注意すること。
③ グレーチングの受枠固定ボルト（ネジ）の締め忘れに注意すること。
④ 側溝、塩ビ管等との接続部分のモルタル処理を丁寧に行い、写真管理も行うこと。
⑤ 型枠の撤去を忘れないよう注意すること。
⑥ 集水桝の蓋は防護柵等によって開閉が阻害されないよう施工すること。
⑦ 桝等の荷の吊上げに、クレーン機能付バックホウを使用する際は、吊上げ荷重に応じた作業を行うこと。

(4)　安全施設工
標識
① 道路構造令（建築限界、設置位置等）に適合するように施工すること。
② 案内標識の記載内容（名称、方向、距離、配置順序等）について設計図書と対比し、記載ミスのないことを確認して設置すること。
③ 基礎の施工状況の写真管理を忘れずに行うこと。
④ 基礎周りの転圧不足に注意すること。

防護柵、フェンス
① ボルトの締め忘れに注意すること。
② 施工時に塗装が剥げた場合、タッチアップを行うこと。
③ 支柱のガタツキがないように十分注意して施工すること。
④ 支柱の根入長が分かるように写真管理すること。
⑤ 支柱の基礎ブロック周りの埋戻を適切に行うこと。
⑥ 手すり等は利用者の手足等が触れる部分の仕上げ（エッジの面取り、ビス部分等の平滑化）に十分な配慮をすること。
⑦ 防護柵等の高さ管理を行うこと。

(5)　下水道工事
開削工
① 管がたるまないように十分注意して布設すること。特に、人孔周りは十分注意すること。（人孔周りの埋戻を適切に行うこと。）
② 管布設において、カップリング又はゴム輪接続部に滑材を適切に塗布し、規定の長さを挿入し、測点ごとに接続状況の写真管理を行うこと。
③ 管内清掃を行うこと。
④ 仮設における、矢板の根入れ長、腹起し・切梁等の部材寸法、設置間隔、高さ等を写真管理すること。

推進工

① 推進工の作業日報の記録をつけること。
② 材料検収は、搬入時点で速やかに実施すること。
③ 坑口改良がある場合は、改良状況を確認のうえ鏡切工を行うこと。改良効果の状況が分かるように写真管理をすること。
④ 立坑及び人孔内での作業では、作業前に酸素濃度測定等を行うなど、安全管理に十分注意すること。

管更生工

① 特記仕様書において、材料、施工方法等で監督職員との協議、承諾を得る事項については、工事施工前に書面にて行うこと。
② 管更生材と人孔との端部処理を適正に行うこと。
③ 管更生材の加熱温度・時間及び冷却時間の写真管理及び監督職員の立会いを行うこと。
④ 天候、管内の酸素や有毒ガスの濃度等に十分注意し、天候の把握、管内流量の確認、ガス濃度の測定等を実施し、作業実施の有無、流出防止対策、送風機の設置等必要な措置の上、作業すること。

(6)　上水道工事

① 管布設において、施工状況（作業手順）が分かるように写真管理すること。
② 管接続における、差込長、ゴム輪状況、カップリング設置状況、融着時間等をチェックシート及び施工状況写真で管理を行うこと。
③ オフセットは、恒久的な構造物から測定すること。
④ 特殊管布設におけるボルトのトルク管理を行うこと。
⑤ 弁室の設置は、所定の高さまで埋戻の転圧を十分に行ってから設置すること。(写真管理すること。)
⑥ 既設管との接続部は、監督職員の立会いを行うこと。(監督職員の立会いができない場合は、施工状況、出来形の写真管理を行うこと。)
⑦ 水圧試験は、監督職員の立会いを行うこと。

(7)　コンクリート工

① 設計図書に示された設計強度、水セメント比を満足した材料を使用すること。なお、監督職員は、必ず材料承認願で確認すること。(土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリート（ＢＢ）の水セメント比（W/C）は、鉄筋コンクリートについては、55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とすること。)
② コンクリート打設において、締固めを適切な方法で行うこと。(コールドジョイント、ジャンカ、ひび割れ等が生じないようにすること。)
③ 打設において、シュート、ホッパ等の吐出口と打込み面の高さは 1.5m 以下とすること。
④ コンクリートの打設状況及び養生状況を写真管理すること。

(8)　鉄筋工

① 鉄筋のかぶりを確保するスペーサーは、極めて重要なものであり、使用部位や所要かぶりに厚さに応じて、スペーサーの材種や形状・サイズを使い分けること。
② 露出鉄筋は防錆処理をし、差し筋長の検測もすること。

③かぶり、ラップ長、口径、配筋ピッチ等の検測には十分注意し、立会い、段階確認の徹底を図ること。

(9)　公園工事

植栽工

① 土壌改良材の添加量の計算根拠を明記しておくこと。
② 樹木、草花の納入数量を整理しておくこと。

遊戯施設工

①ボルトの締め忘れに注意すること。
②施工時に塗装が剥げた場合、タッチアップを行うこと。
③手足等が触れる部分の仕上げ（エッジの面取り、ビス部分等の平滑化）に十分な配慮をすること。
④遊具を動かし、作動状態における安全性を確認し、施工記録に整理しておくこと。
⑤資材搬入時に、監督職員の立会い若しくは写真管理をすること。

(10)　建築工事

① 建物位置、杭芯確認状況等、監督職員との立会状況を写真管理すること。
② 足場を設ける場合には「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。
③ 杭の径、長さ、本数、継部の接続、杭頭補強等、作業手順及び内容がわかるように写真管理を行うこと。
④ 配筋における、スターラップ、圧接、定着長、かぶり、鉄筋径、配筋ピッチ等の確認写真では、マグネット表示、詳細図の黒板貼付等、不可視部分の管理不足が生じないよう、工夫すること。
⑤ 各スリーブの補強筋に既製品を使用する場合は、構造計算書を添付し、監督職員の承諾を受け、施工すること。
⑥ 配筋出来形の写真管理は監督職員の立会状況を入れること。
⑦ 溶接工、杭工事における無溶接継手工、圧接工、非破壊試験検査、化学物質の濃度測定等、資格が必要な工種においては、資格者の確認状況を記録すること。
⑧ 木工事、左官工事、防水工事等において、含水率の管理及び記録を行うこと。
⑨ 左官工事における、現場発泡断熱材の厚さ管理状況及び記録を整備すること。
⑩ アンカーボルトのアンカー長、打込み長、ブラッシング等の写真管理を行うこと。
⑪ 戸、窓の建てつけ具合等を検査前までに、予め調整しておくこと。
⑫ 手足等が触れる部分の仕上げ（エッジの面取り、ビス部分等の平滑化）に十分な配慮をすること。

(11)　塗装工事

① 外壁補修等は仕上げ塗装前に監督職員の検査を受け、状況を記録すること。
② 塗厚管理について、計画の段階で必要数量計算表等を監督職員に提出し、承認を得ること。また、空缶の数量を写真管理し、計画との比較ができるようにすること。
③ 施工状況が要領書どおり実施されているか分かるように写真管理すること。
④ 下塗り、上塗りの各層を色分けするなど、写真管理に工夫を行うこと。
⑤ 塗装ムラ、塗料の撹拌不足がないように各段階で状況確認を実施すること。
⑥ 吹付けタイル等、取り合い端部を平滑に仕上げること。

⑦ 足場を解体する前に、検査職員による検査実施の有無を、監督職員に確認すること。

(12) 管工事

① 水圧、満水、通水、気密等、各種試験を実施し、記録すること。なお、試験結果報告書には基準値との比較も記載すること。
② 埋設管の埋戻、転圧、継部の接続状況、勾配確認状況等の写真管理を行うこと。
③ 監督職員の立会のもと作動試験を実施し、記録すること。
④ 現場に搬入された製品の仕様が設計図書と整合が取れるようにメーカー、品番、性能等の書類を整理すること。
⑤ 配管の支持方法、位置、間隔、振止め等の管理を適正に行い、写真管理すること。
⑥ 管の伸縮継手位置と支持固定の適否を確認すること。
⑦ 防火区画貫通部の耐火処理状況を写真管理すること。
⑧ 施工計画書に記載された施工手順が分かるように写真管理すること。
⑨ 機械基礎等のアンカーボルトは、選定にあたって構造計算等の明確な根拠を示すこと。(電気共通)
⑩ 機器設置においては、取扱説明書等を遵守し、適切に設置すること。(例：アンカーボルトの径、防振ゴムの厚さ、ドレンアップの高さ)

(13) 電気工事

① 絶縁抵抗、接地抵抗、耐電圧等の各種試験及び総合性能機能試験（停復電、防災、自動制御、中央監視等）を実施し、記録すること。なお、試験結果報告書には基準値との比較も記載すること。また、各種試験については監督職員の立会により行うこと。
② 現場に搬入された製品の仕様が設計図書と整合が取れるようにメーカー、品番、性能等の書類等を整理すること。
③ 配管、配線の支持方法、位置、間隔、振止め等の管理を適正に行い、写真管理すること。
④ 防火区画貫通部の耐火処理状況を写真管理すること。
⑤ 配分電盤工事における盤及び内部機器の銘板、結線図の有無を確認すること。
⑥ 施工計画書に記載された施工手順が分かるように写真管理すること。
⑦ 照明灯の夜間点灯状況を写真管理すること。
⑧ 機械基礎等のアンカーボルトは、選定にあたって構造計算等の明確な根拠を示すこと。
⑨ 作業前に、電力停止及び当該工事箇所の無電圧状態をテスター等で確認すること。

(14) 防水工事

① 防水層の施工の各段階（例：プライマー塗布後、防水シート布設後、防水材塗布後）で監督職員の立会い（施工の検査）を行うこと。
② 上塗り厚のムラが生じない様に施工管理をおこなうこと。
③ 既設の機器及び配管基礎の下面を施工する場合は、ボルト締め、防振ゴムの設置等の復旧を確実に実施すること。

(15) 解体工事

④ 基礎杭の撤去は、長さ、径、本数が分かるよう写真管理すること。
⑤ 解体後の整地は、泥水の越水、転圧不足による陥没などがないよう、十分注意す

ること。
⑥ 既設設備の処理状況及び位置、残置する構造物の位置図を整備すること。

(16) 産業廃棄物処理・残土処理
① 産業廃棄物及び残土の処理において、積込からの一連の状況を車番が分かるように撮影し、処分場に入る際には処分地の許可看板又は改良土プラントの看板等を入れること。(有価物も同様に写真管理し、伝票を整理しておくこと。)
② 産業廃棄物の収集運搬を行う場合､収集運搬車に係る表示等を写真管理すること。
③ 過積載を行わないように運搬車両の積載量を管理すること。

【参考】
・土砂、砕石、アスファルト合材は、平ボディの嵩高まで
・アスファルト殻及びコンクリート殻は、平ボディの嵩高＋20cm まで
・産業廃棄物処理専用車両での土砂運搬は、全て過積載として判断します。

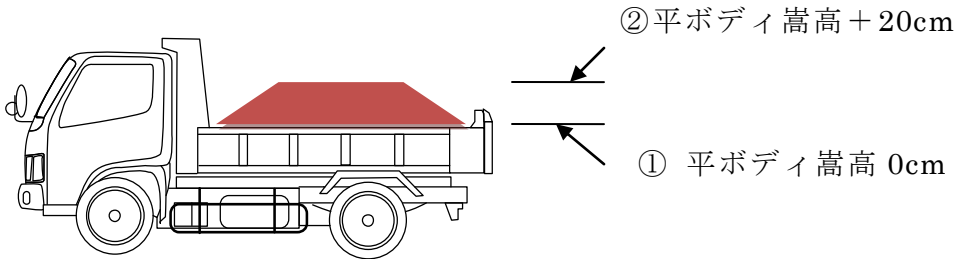

④ 建設工事に伴い撤去された樹木は産業廃棄物として適正に処分すること。
⑤ 舗装の切断作業時に発生する排水は、産業廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。(必ず写真管理を行うこと。)
⑥ 掘削した再生砕石（ＲＣ－４０）は産業廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

(17) その他
① 建設機械の排出ガス対策型、低騒音型及び特定自主検査の状況が分かるステッカー（特定自主検査済標章）の写真管理又は特定自主検査記録表の写しを整理すること。
② 材料検収は、搬入時に速やかに実施し、その状況を写真管理すること。また、監督職員の立会いを求めること。
③ 道路工事における工事看板の設置については、道路保安設備設置基準（案）を遵守すること。
④ 道路工事における作業時間は道路使用許可証を遵守すること。請負者の判断で作業時間を延長しないこと。(所轄警察署の許可が必要ですので、監督職員に協議してください。)
⑤ 工事施工期間中において、現場を交通開放（仮復旧箇所を含む。）する場合は、現場の巡視点検（現場の状態及び保安設備等）を毎日、実施すること。